

新 旧 対 照 条 文

◎厚生労働大臣が定める療養（平成十八年厚生労働省告示第百四十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
一 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号） （附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）以下「旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第八条第二十六項に規定する療養病床等に入院している要介護者（介護保険法第七条第三項に規定する要介護者をいう。以下同じ。）の急性増悪等により、当該要介護者に対して緊急に行った療養（旧介護保険法第四十八条第一項の規定に基づき施設介護サービス費を支給されるものを除く。） 二 病院である指定介護療養型医療施設（旧介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）であつて療養病棟（診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）に規定する療養病棟をいう。）に該当する病棟の数が一であるもの及び診療所である指定介護療養型医療施設において、療養病棟又は診療所の病室（療養病棟にあつては、患者の性別ごとに各一つの病室（当該病室の病床数が四を超える場合においては、当該病室のうち四病床に限る。）に限る。）のうち、当該病院	一 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第八条第二十六項に規定する療養病床等に入院している要介護者（同法第七条第三項に規定する要介護者をいう。以下同じ。）の急性増悪等により、当該要介護者に対して緊急に行った療養（同法第四十八条第一項の規定に基づき施設介護サービス費を支給されるものを除く。） 二 病院である指定介護療養型医療施設（介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）であつて療養病棟（診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）に規定する療養病棟をいう。）に該当する病棟の数が一であるもの及び診療所である指定介護療養型医療施設において、療養病棟又は診療所の病室のうち、患者の性別ごとに各一つの病室（当該病室の病床数が四を超える場合においては、当該病室のうち四病床に限る。）を定め、当該病院又は診療所の所在地を管轄す

又は診療所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長に届け出たもの（当該所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局の分室がある場合には、当該分室を経由して届け出たもの）に入院する者に対して行われる療養

三 診療報酬の算定方法別表第二に規定する療養（旧介護保険法第四十八条第一項の規定に基づき施設介護サービス費が支給されるものを除く。）

る地方厚生局長又は地方厚生支局長に届け出た場合（当該所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局の分室がある場合には、当該分室を経由して届け出た場合）について、当該届け出た病室に入院する者に対して行われる療養

三 診療報酬の算定方法別表第二に規定する療養（介護保険法第四十八条第一項の規定に基づき施設介護サービス費が支給されるものを除く。）